

短期入所生活介護施設
介護予防短期入所生活介護施設

あっさぶ荘 短期（介護予防短期）
入所生活介護

重要事項説明書

社会福祉法人 厚沢部福社会

特別養護老人ホーム あっさぶ荘
短期（介護予防短期）入所生活介護
重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
北海道指定 第0171600091号

当事業所は、ご契約者に対し指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただくことを次の通り説明します。

【 目 次 】

1. 事業の目的と運営方針	P 2
2. 事業者（法人）の概要	P 2
3. 事業所の概要等	P 2
4. サービスの内容	P 3
5. 利用料金	P 4
6. サービス利用にあつたての留意事項	P 5
7. 代理人等について	P 5
8. 非常災害対策	P 6
9. 緊急時の対応	P 6
10. 事故発生時の対応	P 6
11. 緊急時の連絡先	P 6
12. 守秘義務に関する対策	P 6
13. 利用者の尊厳保護	P 6
14. 身体拘束の禁止	P 6
15. 高齢者虐待の防止、尊厳の保持	P 7
16. 損害賠償について	P 7
16. 苦情相談窓口	P 7
17. 協力医療機関	P 8

(別表 1) 利用料金一覧表 (併設型短期入所：多床室)

1 事業の目的と運営方針

常時要支援・要介護状態にある方に対し、適正な短期（介護予防短期）入所生活介護サービスを提供することにより、要支援・要介護状態の維持・改善とあわせ、心身状態に応じた適切なケアサービスを提供することを目的とし、利用者の自己実現達成への目標を設定した計画的サービスを提供します。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉事業者、地域住民などと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 事業者（法人）の概要

事業者（法人）： 社会福祉法人 厚沢部福祉会
 所在地： 〒043-1111 北海道檜山郡厚沢部町赤沼町378番地3
 代表者： 理事長 木村 秀喜
 設立年月日： 平成4年5月12日
 電話番号： (0139) 67-2204

3 事業所の概要等

(1) 事業所概要、及び、提供できるサービスの地域

施設名 あっさぶ荘短期入所生活介護事業所
 指定番号 0171600091
 所在地 〒043-1111 北海道檜山郡厚沢部町赤沼町378番地3
 管理者の氏名 施設長 木口 博起
 電話番号 (0139) 67-2204
 FAX番号 (0139) 67-2210
 サービスを提供する地域 厚沢部町、他近隣町

(2) 事業所の従業者体制

区分	職務の内容	配置基準	職員数	付記
管理者	業務の一元的な管理	1名	1名	他事業所と兼務
医師	健康管理及び療養上の指導	—	非常勤嘱託医	他事業所と兼務
生活相談員	生活相談及び指導	1名	1名	他事業所と兼務
介護支援専門員	介護計画作成業務	1名	1名	他事業所と兼務
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	1名	2名	他事業所と兼務
介護職員	介護業務	12名	13名	他事業所と兼務
管理栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	1名	1名	他事業所と兼務
機能訓練指導員 (看護職員兼務)	身体機能の向上・健康維持のための指導	1名	2名	看護職員と兼務
事務員	サービス利用における事務業務	—	3名	他事業所と兼務

居室・設備の種類		室数	備考
居室	2人室	3室	多床室
	静養室	1室	病状や状態確認を密に行うため、看護師室と隣接しています。
	合計	4室	
食堂兼ホール		1ヶ所	機能訓練室併用
浴室		2室	特殊浴槽・中間浴（座浴）・一般浴槽を設けています。
洗面所及び便所			洗面所は各居室内、また、共同便所を3ヶ所設けています。
ダイルーム		1ヶ所	談話スペース等として利用できます。
医務室		1室	利用者の処置や回診時等、必要に応じ使用します。
理容室		1室	月1回指定日に利用できます。

(3) 設備の概要

定員 6名

4 サービスの内容

(1) 基本サービス

①食 事

ア) 管理栄養士による献立により、身体状況、疾病状況及び嗜好などを考慮しながら食事の提供に努めます。

イ) 医師の指示による食事の提供を行います。

ウ) 利用者の自立支援のため離床して食堂にて、食事を摂っていただくことを原則としています。

《食事時間：朝食（8：00）昼食（12：00）夕食（17：00）》

②入 浴

入浴又は清拭を週2回行います。重度であっても、身体状態に応じた設備を使用して入浴することができます。

③排 泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

機能訓練指導員（看護職員）により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤理容・美容

月1回、理容・美容サービスを実施しております。（料金は自己負担となります。）

⑥その他自立への支援

ア) 要支援・要介護状態の重度化防止の目的を含み、できるかぎり離床を支援します。

イ) 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

ウ) 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

エ) シーツの交換は、最低週1回行います。

(2) その他のサービス

①所持品の管理

保管できるスペースに限りがございますので、必要に応じ最小限にお願い致します。

②季節行事・レクリエーション

年間を通じて季節に応じた行事や施設内外の交流会などの催しを行います。

③日常生活上の買い物

必要に応じて買い物代行を行います。なお、品物の代金は購入者の負担となります。

(3) 介護保険の給付対象外となるサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

①特別な食事の提供

利用者の希望により特別な食事の提供したとき。「料金：要した費用の実費」

②理容・美容代

理容師の出張による理美容サービス（調髪・顔剃り・洗髪等）と美容師による美容サービス（カット・パーマ・洗髪手染め等）が利用できます。

《事業所と町内業者で特別に設定した料金となります。基本料金2,500円（カット代）》

※ なお、パーマ・洗髪毛染めは、別料金となります。

③事業所行事及びレクリエーション等の参加

事業所で計画する年間行事、レクリエーション活動等に参加することができます。

なお、行事内容によっては別途参加費がかかる場合があります。

④日常生活上必要となる諸費用の負担

事業所での日常生活に要する費用で、利用者が通常負担することが適当とされる費用は自己負担となります。（なお、オムツ等の費用は介護保険給付の対象です。）

(4) 利用料の支払い方法

1ヶ月毎に計算し、請求書により請求します。支払い方法は事業所が指定する方法により翌月の末までにお支払い願います。

(5) 第三者評価実施について

当事業所は、外部評価期間からの第三者評価を実施していません。

5 利用料金

厚生労働大臣が定める基準による。なお、短期（介護予防短期）入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

(1) 基本利用料

①利用者の要支援・要介護度に応じた「別表1・2」の利用料金から介護保険給付を除いた金額（自己負担額）となります。（利用者の要支援・要介護度及び介護保険負担割合、介護保険負担限度額により料金が異なります。）

②「滞在費」及び「食費」（標準負担額）

区 分	滞 在 費	食 費
多 床 室	9 1 5 円	1, 4 4 5 円

※介護負担限度額認定証は利用者の保険者（自治体）より交付されます。認定証の発行を受けている方は、認定証に記載されている滞在費・食費の額とします。（別表1に記載）

6 サービス利用にあたっての留意事項

事 項	内 容
面 会	面会時間 平日 14:00 ～16:00（前日までに要事前予約） それ以外の時間帯の面会については、事前にご相談ください。
外 出 ・ 外 泊	行き先と帰荘時間、食事の有無などの必要事項を職員にお申し出下さい。
所持品の持ち込み	備え付けの収納に納まる程度とさせていただきます。
食べ物の持ち込み	持ち込みの際は、健康管理上、必ず職員にお尋ね下さい。
宗教・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動および、政治活動はご遠慮下さい。
ハラスメント	従業者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うことはおやめ下さい。
暴力行為	従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力等を行うことはおやめ下さい。

7 代理人、連帯保証人兼身元引受人について

(1) 当事業所では、契約締結に当たり、代理人、連帯保証人及び身元引受人（以下連帯保証人等）の設定をお願いしています。

- ① 代理人は、利用者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとしします。
- ② 代理人は原則として連帯引受人等を兼ねることとしします。但し、事業所と代理人と協議の上、代理人とは別の者を連帯保証人等とすることができるものとしします。
- ③ 連帯保証人は身元引受人を兼ねるものとしします。

(2) 代理人、及び、連帯保証人兼身元引受人の職務は、次の通りとしします。

- ① 代理人の職務は、利用者に代わって又は利用者とともに、契約書第3条に定める同意又は要請、同第5条に定める解約の意思表示及び手続き、その他利用者を代理して行う意思表示、事業所の意思表示や報告・通知の受領、事業所との協議等を行うこととしします。
- ② 連帯保証人の職務は、利用者と共に連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担すること。

③ 身元引受人の職務は、利用契約が終了した後、事業所に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。

(3) 連帯保証人等の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。

- ① 連帯保証人等の負担は、極度額 500,000円 を限度とします。
- ② 連帯保証人等が負担する債務の元本は、利用者サービス終了したとき、もしくは死亡したときに、確定するものとします。
- ③ 事業所は、連帯保証人等から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。
- ④ 連帯保証人等が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、利用者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

8 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えています。また、常に関係機関と連絡を密にとり、必要な措置について消防計画を作成し、年2回以上利用者及び職員等の訓練を行います。

9 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合及び、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関、各関係機関への連絡等必要な措置を講じます。

10 事故発生時の対応

サービス提供時に事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、速やかに対処いたします。

11 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」に記載のある代理人へ連絡します。

12 守秘義務に関する対策

事業所及びサービス従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の個人情報を守ります。また、職員は、退職後においてもこれらの守秘義務は、継続されます。

13 利用者の尊厳保護

利用者の人権・プライバシー保護のための業務マニュアルを整備しており、サービス従業者教育を行います。

14 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行いません。

ただし、緊急やむを得ない理由により身体拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ず身体拘束をする理由について記録します。

15 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待防止のために、研修等を通してサービス従業者の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のための行うマニュアルを作成し、従業者教育を行います。

16 損害賠償について

事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。また、守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合などには、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められる時には、事業所の賠償責任を減じさせていただきます。

17 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の担当者が対応いたします。また、行政機関等へも苦情を申し出ることができます。

(1) 苦情相談担当者

事業所 特別養護老人ホーム あっさぶ荘
窓口担当者 佐々木 優太 (生活相談員)
住所 北海道檜山郡厚沢部町赤沼町378番地3
電話 (0139) 67-2204
FAX (0139) 67-2210
受付時間 月～金 8時30分 ～ 17時30分 まで (祝日は除く)
ご相談方法 直接来荘、もしくは 電話、FAX

※滞りなく速やかな対応に努めるため、事前の連絡を願います。

(2) 当施設以外に、行政機関その他の機関でも苦情を受け付けています。

厚沢部町役場	窓口担当：厚沢部町保健福祉課福祉介護係 住所：北海道檜山郡厚沢部町新町181番地6 厚沢部町保健福祉センター内 電話：(0139) 64-3319 FAX：(0139) 67-2845 受付時間：月～金 8時30分 ～ 17時15分まで
--------	---

	(土日・祝日は除く) ご相談方法：直接来所、又は電話、FAX
--	-----------------------------------

北海道国民健康保険団体 連合会介護保険課	窓口担当：北海道国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談ダイヤル 住 所：北海道札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 電 話：(011) 231-5175 F A X：(011) 233-2178 受付時間：月～金 9時00分 ～ 17時00分まで (土日・祝日は除く) ご相談方法：直接来所、又は電話、FAX
-------------------------	--

18 協力医療機関等

事業所は、下記の医療機関、歯科医院との連携のもと、利用者の状態が急変した場合などの際には、速やかな対応をいただくよう体制をとっています。

① 協力医療機関

医療機関名称	厚沢部町国民健康保険病院
所在地	北海道檜山郡厚沢部町新町14番地1
電 話	(0139) 64-3036
診 療 科	内科・外科・眼科

② 協力歯科機関

医療機関名称	小山歯科医院
所在地	北海道檜山郡厚沢部町緑町162番地27
電 話	(0139) 64-2600
診 療 科	歯 科

指定短期（介護予防短期）入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項を説明し交付しました。

【事業所】

住 所 北海道檜山郡厚沢部町赤沼町378番地3
名 称 特別養護老人ホーム あっさぶ荘 短期（介護予防短期）入所生活介護
（指定番号 0171600091）

説明者職氏名 生活相談員 佐々木 優太 ㊞

私は、契約書及び本書面により、施設から指定短期（介護予防短期）入所生活介護サービスについて重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

【契約者（利用者）】

住 所 _____
氏 名 _____ ㊞

【代理人】

住 所 _____
氏 名 _____ ㊞ 続柄（ ）

【連帯保証人兼身元引受人】

住 所 _____
氏 名 _____ ㊞ 続柄（ ）

別表1

利用料金一覧表（併設型短期入所：多床室）

＝令和6年8月1日改正＝（単位：円／日）

区分	利用者負担 段階	サービス利用 料 (基準額)	利用サービス費		食費	滞在費	自己負担額
			サービス利用料 自己負担額	サービス提供 体制強化加算 (J)			
要支援1	標準負担額	4,510	451	22	1,445	915	2,833
	3(2)				1,300	430	2,203
	3(1)				1,000	430	1,903
	2				600	430	1,503
	1				300	0	773
要支援2	標準負担額	5,610	561	22	1,445	915	2,943
	3(2)				1,300	430	2,313
	3(1)				1,000	430	2,013
	2				600	430	1,613
	1				300	0	883
1	標準負担額	6,030	603	22	1,445	915	2,985
	3(2)				1,300	430	2,355
	3(1)				1,000	430	2,055
	2				600	430	1,655
	1				300	0	925
2	標準負担額	6,720	672	22	1,445	915	3,054
	3(2)				1,300	430	2,424
	3(1)				1,000	430	2,124
	2				600	430	1,724
	1				300	0	994
3	標準負担額	7,450	745	22	1,445	915	3,127
	3(2)				1,300	430	2,497
	3(1)				1,000	430	2,197
	2				600	430	1,797
	1				300	0	1,067
4	標準負担額	8,150	815	22	1,445	915	3,197
	3(2)				1,300	430	2,567
	3(1)				1,000	430	2,267
	2				600	430	1,867
	1				300	0	1,137
5	標準負担額	8,840	884	22	1,445	915	3,266
	3(2)				1,300	430	2,636
	3(1)				1,000	430	2,336
	2				600	430	1,936
	1				300	0	1,206

※医師の発行する食事箋にもとづき特別食を提供した場合には、療養食加算1食8円の加算となります。

※送迎加算～送迎をした場合片道184円の加算となります。

※緊急短期入所受入加算～利用者の状態や家族等の事情により、緊急に短期入所を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられない短期入所を緊急に受け入れた場合、7日間（14日間を限度）に緊急短期入所に係る加算として、1日90円の加算となります。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、利用者負担額も変更となります。また、介護保険負担割合が2割または3割の方は、利用者負担額が変更となります。

※介護職員等処遇改善加算(I)は、利用サービス費+その他の加算に14%を乗じた額が加算となります。